

茨木市樹木の保存に関する取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法律」という。）及び茨木市環境基本条例（平成15年茨木市条例第27号。以下「条例」という。）の定めるところにより良好な都市環境を確保するため、樹木又は樹木の集団の保存に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存樹又は保存樹林の指定)

第2 市長は、市街地又はその周辺地域において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、次の基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

- (1) 保存樹は、次のいずれかに該当し健全で、かつ、樹容が美観上優れていること。
 - (ア) 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
 - (イ) 高さが15メートル以上であること。
 - (ウ) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上あり、又は樹冠直径が3メートル以上あること。
 - (エ) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
 - (オ) 由緒があり、保存樹として適当と認められるもの。
- (2) 保存樹林は、次のいずれかに該当し健全でかつその樹容が美観上優れていること。
 - (ア) 樹林の存する土地の面積が500平方メートル以上であること。
 - (イ) 500平方メートル未満であっても由緒ある樹林であること（由緒ある施設に付随する樹林も含む。）
- (3) その他植物の群落等で、良好な都市環境を確保するため、特に市長が必要と認めるもの。

2 市長は、前項の基準に該当する保存樹等の指定をするときは、当該保存樹等の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の承認を得たときは当該所有者等に対し保存樹等に指定する旨を保存樹等指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

4 第1項の規定は、次に掲げる樹木又は樹木の集団については適用しない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(3) 景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(4) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前3号に掲げるもの以外のもの

（所有者等の責務）

第3 指定を受けた保存樹等の所有者等は当該保存樹等の枯損の防止、病虫害等の防除等良好な管理に努めるものとする。

（指定解除）

第4 市長は、指定を受けた保存樹等が滅失し、若しくは枯死したとき、公益上の理由があるときその他特別の理由があるときは、指定を解除し、その旨を当該保存樹等の所有者等に保存樹等指定解除通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 所有者等は市長に対し、保存樹等について指定の解除をすべき旨を保存樹等指定解除申請書（様式第3号）により申請することができる。

（標識の設置）

第5 市長は第2により保存樹等の指定をしたときは、公衆の見やすい場所に保存樹等指定標識（様式第4号）を設置するものとする。

（所有者等の変更等の届出）

第6 保存樹等の所有者等に変更があったときは、元の所有者等又は新たな所有者等は遅滞なくその旨を保存樹等の所有者変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 保存樹等が滅失し、又は枯死したときは、所有者等は遅滞なくその旨を保存樹等滅失枯死届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（助言等）

第7 市長は所有者等に対し保存樹等の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

（報告等）

第8 所有者等は次の各号のいずれかに該当すると思われるときには、市長に報告しなければならない。

(1) 指定を受けた保存樹等が生育している土地及びその隣接地において建築物その他の工作物が新築し、改築し、増築し、若しくは移転され、又はその他の開発行為が行われることを知ったとき。

(2) 保存樹等の生態に著しく影響を及ぼすおそれのある表土等を採取し、又は薬剤を撒布するとき。

(3) 当該保存樹等が病虫害その他の理由により損傷があったとき。

(4) 当該保存樹等の生育している土地の所有権を移転し、若しくは賃借権、地上権、

抵当権その他の用益的権利を設定し、又は保存樹等の保存に関し支障が生じるおそれがある行為をするとき。

附 則

この要綱は、昭和50年10月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

様式第1号（第2関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



保存樹等指定通知書

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項及び茨木市
樹木の保存に関する取扱要綱第2の規定により、次の

〔	樹 木	〕	を	〔	保 存 樹	〕	に指定する。
	樹 林				保 存 樹 林		

1. 所在地
2. 樹種、面積
3. 指定の基準
4. 指定番号

様式第2号（第4関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長



保存樹等指定解除通知書

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条及び茨木市樹木の保存に関する取扱要綱第4第1項の規定により、次の

〔 樹 木 〕	について	〔 保 存 樹 〕	の指定を解除する。

1. 所在地
2. 樹種、面積
3. 指定番号及び指定年月日
4. 解除の理由

様式第3号（第4関係）

保存樹等指定解除申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
申請者
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市樹木の保存に関する取扱要綱第4第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 指定番号
2. 所在地
3. 樹種、面積
4. 解除理由

様式第4号（第5関係）

保存樹等指定標識

イ. 保存樹

保 存 樹

1. この樹木は、茨木市が保存樹として指定した木です。
1. この樹木は、市民の貴重な財産です。
大切に守っていきましょう。
1. 指定年月日
1. 指定番号
1. 樹木名

茨 木 市

ロ. 保存樹林

保 存 樹 林

1. この樹林は、茨木市が保存樹林として指定した樹林です。
1. この樹林は、市民の貴重な財産です。
大切に守っていきましょう。
1. 指定年月日
1. 指定番号
1. 樹林面積

平方米

茨 木 市

様式第5号（第6関係）

保存樹等の所有者変更届

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所
届出者
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市樹木の保存に関する取扱要綱第6第1項の規定により、下記のとおり所有者の変更を届出します。

記

1. 指定番号

2. 所在地

3. 変更理由

4. 前所有者等 住所

氏名

印

5. 現所有者等 住所

氏名

印

様式第6号（第6関係）

保存樹等滅失枯死届

年 月 日

（届出先）茨木市長

住 所
届出者
氏 名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市樹木の保存に関する取扱要綱第6第2項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 指定番号
2. 所在地
3. 樹種、面積
4. 内容